# 〇男鹿地区消防一部事務組合無線局管理規程

平成元年9月1日訓 令 第3号

**改正** 平成20年5月12日 規 程 第 1 号 令和4年6月27日 消本訓令第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合が開設する消防用無線局(以下「無線局」という。)の適正かつ能率的な管理運営の確保を目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令は、電波法令の規定によるほか次の定義による。
  - (1)「無線取扱者」とは、無線従事者及び陸上移動局の通信取扱者 をいう。
  - (2)「無線局責任者」とは、無線局総括責任者及び無線局管理責任 者をいう。

(無線局責任者の指定)

- 第3条 適正な管理運営を確保し、能率的な運用に資するため、次の 各号に定める責任者を置く。
  - (1)無線局総括責任者 役職名 消防長
  - (2)無線局管理責任者 役職名 通信指令課長

(無線局責任者の職務)

- 第4条 無線局総括責任者は、無線局管理責任者を監督し、無線局の 管理運営の総括責任を負う。また、無線従事者を選任し、又は解任 したときは速やかに東北総合通信局長に届け出なければならない。
- 2 無線局管理責任者は、無線取扱者を監督し、無線局の運用に関し 次の事項について管理責任を負う。
  - (1) 次の備え付け書類の整備保全

イ 免許状

- ロ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第16条の3の規定により提出を省略した添付書類と同一の記載内容を有する添付書類の写し及び同規則第17条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)
- ハ 免許規則第12条(同規則第25条第1項において準用する場合 を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書

類及び届出書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては、最近の再免許後における変更に係るもの)

(無線取扱者の任務)

- 第5条 無線従事者の任務は次のとおりとする。
  - (1)無線局の運用について、通信取扱者の監督
  - (2) 日常的な無線設備の整備点検
- 2 通信取扱者は、無線局管理責任者及び無線従事者の管理のもとに 電波法等関係法令を遵守して無線局の運用を行うものとする。

(無線従事者の配置)

第6条 無線局には、適正な資格及び員数の無線従事者を配慮しなければならない。

(研修)

- 第7条 無線局管理責任者は、年1回以上無線取扱者及び職員に対して次の事項について研修を行うものとする。
  - (1) 最近における電波法令の改正事項について
  - (2) 通信取り扱いについて

#### 第2章 無線設備

(無線設備の保守点検)

- 第8条 無線設備は、正常な機能を維持するため日常的に点検を行う ほか、3年に1回以上定期点検を行うものとする。
- 2 日常点検においては、毎日の定時に、各無線局の通話点検を行わなければならない。
- 3 定期点検は、次に定める事項とする。なお、定期点検を行った際は、点検内容及び点検結果を保管しておかなければならない。
  - (1) 第4条第2項第1号に掲げる備え付け書類の整備状況について
  - (2)無線設備の実測点検について

#### 第3章 運用

(通信のモラル)

- 第9条 無線局の通話は簡略明瞭を心掛け、他の免許人に迷惑にならないよう、次の各号に定める事項に留意しなければならない。
  - (1) 他局の通信を妨げないこと。
  - (2) 私用の通話を行わないこと。
  - (3) 冗長通信を行わないこと。

(呼出し応答)

**第10条** 呼出し応答は正しく行うものであり、呼出名称の簡略を行ってはならない。

なお、呼出し応答方法は、指令台運用要領に定める無線交信要領によるものとする。

## 附則

この規程は、公布の日から施行する。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 附則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。